

無戸籍の子ら支援へパンフ

明石市は、無戸籍状態の人や家族に向け、国や市の施策などを紹介するパンフレットを制作した。市役所などで配布しているほか市のホームページからも閲覧できる。

無戸籍は「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子と推定する」とする民法の規定と実態が異なり、出生届が出されない場合に起きる。戸籍がなくても国民健康保険証を取得でき、義務教育を受けることもできるが、制度を知らない人も多いとみられる。

パンフレットは、児童手当の受給や保育所の利用など、無戸籍者が受けられる行政サ

施策や相談窓口紹介 市役所などで配布



ービスを列挙し、前夫を父としない戸籍を作る方法を紹介。市や国の相談窓口を紹介している。市は「戸籍がないと就職が困難になるなどの不利益も出るので、早めに相談してほしい」としている。市役所相談窓口 ☎078・918・5002 (井原尚基)